

各都道府県介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの  
運用開始について

計 30 枚（本紙を除く）

Vol.1 3 3 6

令和6年12月13日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3996)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡  
令和 6 年 12 月 13 日

各都道府県介護保険担当課（室）  
各 介 護 保 険 関 係 団 体          御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第 115 条の 44 の 2 の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（令和 6 年 8 月 2 日老認 0802 第 1 号、老高発 0802 第 1 号、老老発 0802 第 2 号通知）において、制度を実施する上での留意事項等をお示ししたところです。（別添参照）

また、本制度における介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、厚生労働省において運営するシステム（以下「本システム」という。）により行うこととしているところ、「介護保険法第 115 条の 44 の 2 に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について」（令和 6 年 8 月 2 日老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）において、本システムの運用開始に向けた今後のスケジュールや、各都道府県担当者及び各事業所等において御準備いただく作業の詳細等をお示したところです。

今般、本システムの運用開始の日時が決まりましたので、各都道府県及び介護保険関係団体におかれましては、本システムの運用開始に向け、管内の関係機関、事業所等に対して、遺漏なく周知いただくよう、お願いいたします。

**【運用開始日時】**

令和 7 年 1 月 6 日（月）13 時～

※都道府県担当者向け機能は、令和 7 月 2 月から利用可能となる予定です。

決まり次第、改めてお示しいたします。

なお、都道府県担当者向け機能として、以下の内容を予定しております。

- ・事業所毎の経営情報データの届出状況の確認機能
- ・経営情報データの出力機能

**【介護サービス事業者経営情報データベースシステムの URL】**

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

**【本制度に関する厚生労働省ホームページの URL】**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

※これまでに発出した通知・事務連絡やシステム操作マニュアル等は、全て上記ページに掲載しております。

また、事業者の皆様から各都道府県へのお問い合わせ先の一覧もこちらのページに掲載いたしますので、あわせてご確認ください。